

第2部

川崎市労働事情

主な用語の解説

就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

- ① 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。
- ② 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても収入になる仕事をしたこととして就業者に含める。

完全失業者

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

新規求職申込件数

期間中に当該職業安定所で新たに受け付けた求職申込の件数をいう。

月間有効求職者数

「前月から繰り越された有効求職者」と当月の「新規求職者数」の合計数をいう。

新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。

月間有効求人数

「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

新規求人倍率（倍）

新規求人数／新規求職者数

月間有効求人倍率（倍）

月間有効求人数／月間有効求職者数

就職率（%）

就職件数／月間有効求職者数×100

充足率（%）

充足数／月間有効求人数×100

紹介率（%）

紹介件数／月間有効求職者数×100

採用率（%）

就職件数／紹介件数×100

前月から繰り越された有効求人数

前月末日現在において、求人票の有効期限が翌日以降にまたがっている未充足の求人件数をいう。

他県への発求人数

期間中に他県へ連絡をした求人数をいう。

紹介件数

求職者と求人の結合をはかるため当該職業安定所で紹介した件数（他の職業安定所からの連絡求人分の紹介を含む）をいう。

就職件数

当該職業安定所の有効求職者が、当該職業安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。

他県への就職件数

就職先の事業所が自県の管轄区域外にある場合の就職件数をいう。

充足数

当該職業安定所の有効求人が、当該または他の職業安定所のあっせんにより求職者と結合した件数をいう。

雇用保険受給者の一般就職件数

受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間、職業安定所の紹介により就職した雇用保険基本手当受給資格者の就職件数をいう。

※平成21年4月に、横浜市の鶴見公共職業安定所が川崎市の川崎公共職業安定所に統合されました。

編入以降の数値については、横浜市鶴見区分も含まれます。